

計画策定基本方針(案)

～美幌町高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画～

第 6 期介護保険事業計画から、「地域包括ケア計画」として位置付け、2026 年（令和 8 年）までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムの段階的な構築を推進してきましたが、今後はこれまでの取組を継承発展させるとともに、高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心安全に暮らすことができるよう「地域包括ケアシステム」の深化を実現するため、令和 9 年度から令和 11 年度までを期間とする「美幌町高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画」を策定します。

1 介護保険・高齢者生活支援サービスの充実

高齢者が介護や支援を必要とする状態になったときでも、可能な限り住み慣れた地域や家庭で本人の力を活かし、自立した生活を続けられるよう**中長期的な人口動態や高齢者のニーズを適切に捉え、2040 年度を見据え地域の実情に応じたサービス提供体制を検討します。**

また、居宅での生活が困難になった場合のため、民間活力による介護保険施設の計画的設備の必要性について引き続き状況をみて検討を進めることとします。

2 地域包括支援センターの体制整備

これまでの総合的な相談対応を始め、複雑化・複合化したニーズへの対応や地域の相談支援機能の強化に加え、**頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応の明確化、切れ目のない支援が提供される地域づくり**を推進します。

地域包括ケアシステムの深化に向けた地域の拠点として、**センターの機能強化を図り**、より良い支援を行える体制を整備するとともに関係機関等との連携・役割分担を深め、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進します。

3 認知症施策『共生と予防』の推進

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立及び認知症施策推進基本計画に基づき、認知症になっても本人やその家族が尊厳を保持しつつ希望を持って地域で安心して暮らしていけるよう、認知症に対する町民の理解を一層深めるための取組を進めるほか、本人とその家族の視点を重視しながら支援する相談支援体制及びネットワークの構築、意見表明の機会や社会の様々な活動に参画する機会の確保、適切なサービス提供などの整備、強化を図ります。また、成年後見制度の利用促進のため、さらなる権利擁護の充実を図ります。

4 高齢者虐待防止

高齢者虐待への迅速かつ適切な対応を図るため、高齢者虐待に関する広報活動を行い、町民の高齢者虐待への認知度を高め、相談窓口を周知するなどして高齢者虐待防止を推進するとともに、関係機関のネットワークによる高齢者虐待防止及び早期発見への取り組みを推進します。

5 介護予防・健康づくりの推進

健康診査などの保健事業の実施により、生活習慣病などの早期発見、早期治療を勧めるとともに、治療中の疾患の重症化を予防し、高齢者の健康の保持を図ります。

また、介護予防や健康づくりの取組について**質の向上と量の拡充を推進することにより**、要介護度の重症化を防ぎ、元気な高齢者の健康の維持を図ります。

6 生きがいづくり・支え合い活動の推進

高齢者が生きがいを持ち、また、地域とのかかわりを保ちながら暮らしていけるように、社会参加のための様々な活動を支援します。活動のきっかけづくり、活動の場や機会の提供、活動団体への支援などを進めます。

また、地域の様々な生活支援ニーズに対応していくため、地域資源を活用しながら住民同士の支え合い活動を推進するとともに、**高齢者就労支援を含め高齢者が様々な活動に参画できる機会を確保します。**

7 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

ひとり暮らしの高齢者や認知症高齢者等が急速に増加するなか、特に軽度の方を中心に**地域サロンの開催や見守り・安否確認、外出支援及び移動手段の確保、さらには買い物・調理・掃除等の家事支援といった生活支援の必要性が増加しています。**このような介護給付に馴染まない多様な生活支援サービスが地域で提供される体制の構築が重要となっていることから、既存の生活支援サービスを含めた総合事業についてこれからも充実を図るとともに、より効果的に事業を実施するために介護予防・重度化防止に努めます。

8 在宅医療・介護連携の強化

医療と介護の両方のニーズが高くなる 75 歳以上の高齢者の増加を踏まえ、医療と介護を効率的かつ効果的に提供するため、さらなる連携強化が必要となっています。高齢者が疾病を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、関係機関が連携し、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を強化するため、医療と介護の連携に向けた取組みを推進します。

9 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの深化のための有効なツールであり、さらなる取組の推進が必要です。このため、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために、**身寄りのない高齢者の支援など地域の課題を抽出し、新たな社会資源の創出及び地域づくりを推進します。**

10 地域における生活環境の充実

今後、高齢化が進展する中で、地域における見守り体制の充実、地域資源の把握及び開発、安心して生活できる環境整備が重要となるため、民生委員児童委員、社会福祉協議会、各種ボランティア団体等と連携し、また美幌町生活支援・介護予防体制整備推進協議体での議論を取り入れ、地域づくりを積極的に支援していくように努めるとともに、**改正住宅セーフティネット法を踏まえ、住宅部局と福祉部局が連携し、居住支援と福祉サービスの一体的な提供体制の構築について検討を推進します。**

また、地域づくりの母体となる各地域の方々に見守り活動等の重要性をお示しし、体制強化への支援を行います。

11 介護人材確保と生産性向上の推進

北海道が主体となる介護人材確保に関するプラットフォーム等を活用し、多様な人材の確保・育成、離職防止、介護職の魅力向上等を推進するとともに、介護テクノロジーの導入促進及び電子申請・届出システムの活用により、介護現場の負担軽減、生産性向上を図ります。